

津和野町公告第 16 号

津和野町津和野温泉なごみの里 ZEB 化改修事業について、公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 9 日

津和野町長 下森 博之

1 事業概要

(1) 事業名

道の駅津和野温泉なごみの里 ZEB 化改修事業

(2) 事業内容

町の脱炭素化に向けた取組みの一環として、道の駅津和野温泉なごみの里の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を実施する。省エネ・再エネ設備の導入及び更新を行うことで、エネルギー使用量の削減および温室効果ガス排出量を大幅に削減するとともに、施設の長寿命化と快適性を向上させることを目的とする。

(3) 履行期限

令和 8 年 1 月 15 日（木）

(4) 事業実施場所

島根県鹿足郡津和野町鷺原イ 256 番地（道の駅津和野温泉なごみの里）

(5) 担当課

〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

津和野町役場 つわの暮らし推進課

電話：0856-74-0092（直通） FAX：0856-74-0002

電子メール：t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp

2 参加資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 参加者

ア. 参加者は、本事業を行う能力を有する単独企業、又は複数の企業により構成されるグループ（特定建設工事共同事業体も可）とする。

イ. グループで応募する場合は、グループの代表者を選出するとともに、本事業における構成員の役割を明確にすること。また、本事業の実施にあたって、事業全体を統括し、各工事遂行の責を負う代表企業を選定するものとする。

ウ. グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者及び構成員になることができないものとする。

(2) 資格要件

- ア. ZEB 化工事の施工を担う企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する建築工事業、電気工事業、及び管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- イ. 設計業務を担う企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受け、建築士法に基づく許可を受けた事務所を有すること。
- ウ. 設計及び性能検証業務を担う構成員は、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募する ZEB プランナー（フェーズ 2）に、令和 7 年 4 月 1 日以前に登録されていること。
- エ. 過去 5 か年以内に完了した 国庫補助事業を活用した延べ面積 2,000 m²以上の既存公共施設の ZEB 化の設計・施工に関する事業の実績を有すること。（グループ内での実績も含む）。
- オ. 令和 7～8 年度津和野町建設工事請負契約競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。グループで応募する場合は代表企業が登録されていること。
- カ. 津和野町及び島根県から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者であること。
- キ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ク. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ケ. 津和野町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 15 日津和野町条例第 3 号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に該当しないものであること。
- コ. 津和野町税等の滞納がないことと、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

(3) 配置要件

工事の実施にあたり、法令等に則り適正な技術者を配置すること。また、次の資格要件を有する技術者を適切に配置した体制とする。なお、配置されるすべての技術者は、公告日から遡って 3 か月以上の雇用契約がある社員であること。

ア. 設計業務

（ア）管理技術者

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること。設計業務の管理技術者は性能検証業務の管理技術者を兼ねることができるものとする。

（イ）主任技術者（電気設備又は機械設備）

一級電気工事施工管理技士又は一級管工事施工管理技士の資格を有し、既存公共施設の ZEB 化設計の実績を有する者を配置すること。設計業務の主任技術者は性

能検証業務の主任担当技術者を兼ねることができるものとする。

イ. 性能検証業務

(ア) 管理技術者

一級建築士の資格を有する者、又は特定非営利活動法人建築設備コミッショニング協会の行う性能検証技術者（CxPE）修了試験合格者。

(イ) 主任技術者

エネルギー管理士の資格を有する者、又は特定非営利活動法人建築設備コミッショニング協会の性能検証専門技術者（CxTE）修了認定者。

3 実施スケジュール

(1) 入札公告	令和7年6月9日（月）
(2) 実施要領等の配布	令和7年6月9日（月）から6月30日（月）まで
(3) 企画提案参考資料の閲覧	令和7年6月9日（月）から6月30日（月）まで
(4) 質問書の受付	令和7年6月20日（金）午後5時必着
(5) 質問回答の公表	令和7年6月25日（水）
(6) 参加申込書提出期限	令和7年6月30日（月）午後5時必着
(7) 参加資格審査結果通知	令和7年7月4日（金）
(8) 企画提案書等提出期限	令和7年7月11日（金）午後5時必着
(9) プレゼンテーション審査	令和7年7月中旬（予定）
(10) 結果通知・契約締結	令和7年7月下旬（予定）

4 公募型プロポーザルに係る関係書類の交付期間、場所及び交付方法

(1) 実施要領等の配布

- ・ 配布期間 令和7年6月9日（月）から6月30日（月）まで
- ・ 配布場所 津和野町ホームページ <https://www.town.tsuwano.lg.jp>

(2) 企画提案参考資料の閲覧

- ・ 閲覧期間 令和7年6月9日（月）から6月30日（月）まで
- ・ 閲覧方法 事務局へ事前に閲覧希望日時を連絡のうえ指示に従うこと。
- ・ 閲覧場所 津和野町役場本庁舎
- ・ 参考資料 既存図面

5 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）とする。
- (3) 提出場所 津和野町役場 つわの暮らし推進課
〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）とする。
- (3) 提出場所 津和野町役場 つわの暮らし推進課
〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

7 優先交渉事業者の選定

- (1) 本提案の審査については、町が設置する審査委員会が企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を評価し、総合点が最も高い者を優先交渉事業者として選定する。
- (2) 総合点が同点の場合は、企画提案内容の評価点が高い者から優先順位を決定する。
- (3) 企画提案内容の評価点も同点の場合は、事業者評価の評価点が高い者から優先順位を決定し、事業者評価の評価点も同点の場合は、提案金額が安価な者から優先順位を決定する。
- (4) 参加提案者が1者の場合でも審査は実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉事業者として選定する。
- (5) 点数配分、審議内容、結果についての質問、異議申し立てはできないものとする。

8 審査結果の通知

審査結果は、審査の終了後、すべての提案事業者に対し、書面により通知するとともに、本町ホームページに掲載して公表する。

9 その他の事項

- (1) 詳細については、道の駅津和野温泉なごみの里 ZEB 化改修事業公募型プロポーザル実施要領及び道の駅津和野温泉なごみの里 ZEB 化改修事業基本仕様書他による。
- (2) 事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。
- (3) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合は、失格とする。
- (4) 提出書類に不備、虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- (6) 提出書類に係る経費はすべて事業者負担とし、本件の審査以外には使用しない。
- (7) 参加申込書・辞退届及び企画提案書・添付書類は返却しない。
- (8) 契約締結については、本町財務規則に基づき契約を締結する。
- (9) 道の駅津和野温泉なごみの里 ZEB 化改修事業は、環境省が実施する令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業）（以下、「補助事業」という。）の交付決定及び令和7年度6月議会補正予算の議決を受けて実施するものであり、交付決定または議決を得られなかった場合は提案を募集したことに留まり、事業化しないものとする。